

## 令和2年度無線設備試買テストの結果概要

## (1) 著しく微弱な電波の範囲を超える無線設備

令和2年度無線設備試買テストでは、基準への適合性が疑われる無線設備として市場から購入した85機種(各2台)中77機種において、各機種2台とも著しく微弱な電波の範囲を超える電波を発射することが確認されました。無線設備の用途別の測定結果は下表のとおりです。なお、製造業者名や型式名等の記載が無かった機種については、すべての機種が著しく微弱な電波の範囲を超えていました。

著しく微弱な電波の基準に適合しない無線設備については、他の無線局に混信その他の妨害を与えるおそれがあり、日本国内では無線局免許を受けることができなければ使用できません。

無線設備の用途	対象機種数	著しく微弱な電波の範囲を超える機種数
FMトランスミッタ	28	20
トランシーバ	22	22
ワイヤレスマイク	11	11
リモコン	5	5
タイヤ空気圧 (TPMS)	5	5
盗聴器	4	4
ワイヤレスチャイム	3	3
キーファインダー	2	2
通信機能抑止装置 (ジャマー)	2	2
ベビーモニター	1	1
無駄吠え防止	1	1
ワイヤレスヘッドフォン	1	1
合 計	85	77

## (2) 基準不適合無線設備

また、電波法第三章に定める技術基準への適合性が疑われる一部の機種について確認したところ、ワイヤレスヘッドフォン1機種が技術基準に適合していないことが判明しました。技術基準に適合しない無線設備については、日本国内では基本的に使用することはできません。

## (3) 基準に適合しない無線設備に関する注意

基準に適合しない無線設備を、免許を受けずに使用した場合、他の無線局に混信や妨害を与えるおそれがあるだけでなく、電波法違反となり罰則(一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)の対象となります。このような問題を防止するため、総務省電波利用ホームページ(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>)において、それらの型式・名称、測定データや写真等の詳細を公表しています。無線設備の購入や販売の際には、これらの情報をご参照下さい。